

発議第11号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

令和元年10月30日 提出

松阪市議会議員	谷口	聖
	市野	幸男
	深田	龍
	堀端	脩
	野呂	一男
	中島	清晴
	久松	倫生
	西村	友志

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。2017年4月の義務教育費国庫負担法の一部改正・施行においても、学齢を経過した者に対する夜間等に設定する教育課程の実施のために配置される教職員が対象に加わるなど、制度の充実が図られてきているが、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっている。

文科省が行った「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（2018）」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数で1.8～7.9人／台、普通教室の無線LAN整備率で9.9～68.8%、松阪市においては、それぞれ3.7人／台、14.5%と格差があることに加え、学校によってICT環境に違いがある。学習指導要領等改訂により、教育用コンピュータ機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきである。

ICT環境整備に関わらず、これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要である。未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

よって、国においては、義務教育について、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められることから、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月30日

三重県松阪市議会議長 大 平 勇